

日本農林規格等に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）に基づく不利益処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、次のとおりとする。

I 日本農林規格制度における措置

1 登録認証機関及び登録外国認証機関に対する措置

（1）適合命令、改善命令又は業務停止命令を行う場合

法第24条（法第36条において準用する場合を含む。）に基づく適合命令（登録外国認証機関の場合は適合請求。（2）において「適合命令」という。）、法第25条（法第36条において準用する場合を含む。）に基づく改善命令（登録外国認証機関の場合は改善請求。（2）において「改善命令」という。）又は法第26条若しくは法第35条に基づく業務停止命令若しくは業務停止請求（（2）において「業務停止命令」という。）については、これらの規定に係る登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の違反行為が反復しているものではなく、その結果が限定的であり、かつ、役職員の過失によるものであることが明らかであって、次のいずれかに該当する場合を除き、行う。

なお、業務停止命令を行う場合の業務停止期間については、当該違反行為の悪質性や結果の重大性の程度を勘案して判断するものとする。

- ① 財務省及び農林水産省が法第16条第1項各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきこと、又は業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導し、適切に適合又は改善が図られているとき又は図られることが確実なとき
- ② 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「F A M I C」という。）が立入検査の結果を踏まえて行う是正要求により、適切に適合又は改善が図られているとき又は図られることが確実なとき

（2）登録の取消しの取扱い

法第26条又は法第35条に基づく登録の取消しについては、登録認証機関等が法第15条各号のいずれかに該当すると確認された場合のほか、（1）にかかるわらず、次のいずれかに該当すると確認された場合に行う。

- ① 登録認証機関等が不正の手段により登録を受けたとき
- ② 登録認証機関等が正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認証に関する業務を停止したとき
- ③ ①及び②のほか、登録認証機関等が法第26条第2項第1号から第3号まで、法第35条第2項第1号から第3号まで又は同条第5号から第7号までの規定に該当する場合であって、改善の見込みがないとき（適合命令、改善命令又は業務停止命令に従わないときを含む。）

2 登録試験業者及び登録外国試験業者に対する措置

(1) 適合命令又は業務停止命令を行う場合

法第49条（法第56条において準用する場合を含む。）に基づく適合命令（登録外国試験業者の場合は適合請求。（2）において「適合命令」という。）又は法第50条若しくは法第55条に基づく業務停止命令若しくは業務停止請求（（2）において「業務停止命令」という。）については、これらの規定に係る登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の違反行為が反復しているものではなく、その結果が限定的であり、かつ、役職員の軽過失によるものであることが明らかであって、次のいずれかに該当すると確認された場合を除き、行う。

なお、業務停止命令を行う場合の業務停止期間については、当該違反行為の悪質性や結果の重大性の程度を勘案して判断するものとする。

- ① 農林水産省が法第44条第1項（法第56条において準用する場合を含む。）の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを指導し、適切に適合が図られているとき又は図られることが確実なとき
- ② F A M I C が立入検査の結果を踏まえて行う是正要求により、適切に適合が図られているとき又は図られることが確実なとき

(2) 登録の取消しの取扱い

法第50条又は法第55条に基づく登録の取消しについては、（1）にかかわらず、登録試験事業者等が次に掲げる事由に該当すると確認された場合に行う。

- ① 登録試験業者等が不正の手段により登録を受けたとき
- ② ①に掲げる場合のほか、登録試験業者等が法第50条第1項第1号若しくは第2号、法第55条第1項第1号若しくは第2号又は同条第4号から第6号までのいずれかの規定に該当する場合であって、適合の見込みがないとき（適合命令又は業務停止命令に従わないときを含む。）

3 認証事業者に対する措置

法第39条第1項から第3項までの規定（同条第5項において準用する場合を含む。）に基づく改善命令又は除去抹消命令については、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者（以下「認証事業者」という。）の行う格付若しくは格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示が適当でなく、これらの違反行為の結果が限定的であって、登録認証機関等が定期的に又は必要に応じて行う認証事項の確認の調査結果を踏まえて行う改善請求等により、適切に改善が図られている又は図られることが確実であると確認された場合を除き、行う。

II 指定農林物資に係る名称の表示に関する措置

1 名称の表示の除去命令等を行う場合

法第64条に基づく名称の表示の除去命令等については、指定農林物資に係る名称の表示規制（法第63条）に違反している場合であって、次のいずれかに該当する場合を除き、行う。

また、①イ又は②の指導に従わなかったことが確認された場合も除去命令等を行う。

① 違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反者が直ちに改善方策を講じている場合であって、次のいずれかに該当するとき

ア 違反者が認証事業者であり、登録認証機関等が定期的に又は必要に応じて行う認証事項の確認の調査結果を踏まえて行う改善請求により、適切に改善が図られているとき又は図られることが確実なとき

イ ア以外の場合であって、財務省及び農林水産省が不適正な表示の除去抹消その他の必要な事項を指導するとき

② ①には該当しないものの、違反に係る製品、包材等が全て廃棄されたこと等により除去命令等の対象となる農林物資が存在しないことが明らかな場合に、財務省及び農林水産省が業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導するとき

2 公表の指針

指定農林物資に係る名称の表示の除去命令等を行った場合には、次の①から③までに掲げる事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指定農林物資に係る名称の表示の除去命令等を行わなくとも①及び②の事項を公表することができる。

① 違反した事業者等の氏名又は名称及び住所

② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

③ 不利益処分の内容